

土州松山占領 苦難の松山藩主 松平勝成・定昭父子(二)

元四国郵政研修所長
伊予史談会会員
山崎 善啓

八、伊予各藩の進駐

宇和島藩 宇和島藩は、鳥羽・伏見戦が開始した際、前藩主で新政府の議定を務める伊達宗城は、中立の立場をとって出兵を許さず、藩兵は御所の警衛に当たっていた。

朝廷は慶応四年一月十二日、宇和島藩に対し、松山藩征討応援を命じた。宇和島藩としては、単に応援という命令に不満であったらしく、応援ではなく、討伐令を得ようと翌十三日、宗城名で願い出した。これに対し征討府からは「土州と申し合わせて出兵応援致すべき事」と命ぜられ、取り上げてもらえなかった。宗城の新政府議定



宇和島藩・伊達宗城

の力をもってしても、討伐令が得られなかったのは、おそらく宇和島藩が鳥羽・伏見戦に中立の立場をとり、参戦しなかったことに由来していると思われる。

宇和島藩としてはやむを得ず、応援隊として二十五日から二月四日にかけて、総勢三千四百余名という大軍が出陣し、郡中とその周辺の寺院等に分宿した。隊長は松山城に参り、土州征討総督に面接して応援を申し出たが、総督は宇和島藩の予告なしの大軍出兵に不快であったらしく「既に治安は維持されている。早々に引き揚げられたい」と答えた。そこで宇和島藩兵は松山城下に入ることもなく、二月五日郡中を引き揚げて宇和島へ帰った。

大洲藩・新谷藩 大洲藩主加藤泰秋は、土佐藩主山内容堂の養女福子を室に迎え、土佐藩と親交を深めていた。大洲藩では松山藩が朝敵とされてから、松山城下に探索を送って動静を調べ、土佐藩に通報するなど、連携を密にしていた。一月二十六日、土州征討軍の久万到着に連携して、藩兵二百余名を郡中まで出陣させ、榮養寺を本陣とした。新谷藩も大洲藩と打ち



大洲藩本陣の榮養寺

合わせて、同日五十余名が郡中に着陣した。両藩は土州総督に対し、「隣境にあつて傍観致し難く、相応の固め場を委任願いたい」と申し出て、大洲藩は土橋口、新谷藩は立花口の警備についた。大洲藩兵は三月六日、新谷藩兵は三月九日まで土佐藩兵と交代した。新谷藩兵はその後三津に移り、藩蔵米を管理して兵糧米を供する役割に当たっていた。兵士の引き揚げは、大洲藩が三月六日、新谷藩が五月二十六日であった。

九、土佐藩の支配

占領行政の開始 土州大監察は、占領開始後直ちに「当分当城土佐領地」の高札を掲げ、翌二十九日には、城下の辻々へ次のお触れを掲出した。

- 一 松山領当分土州領地
- 一 此度動揺之虚へ乗シ窃盗狼藉致候者切捨タルヘキ事
- 一 公事訴訟土州政府へ可申事

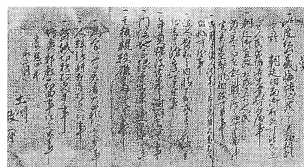
辰正月 土州大監察
さらに三十日には、次の布達を六関門及び道後町筋等に掲出し

た。

当分土州領地
此度王命ヲ以朝敵追討之為、当地へ兵隊ヲ被差向之処、悔悟伏罪之上ハ残忍ノ御処置不被為在候二付人民安堵夫々ノ産業速ニ可相営事慶応四年正月三十日土州大監察二月一日には、領内各地へ次の布告を發した。

布告

- 一 此度松山開城悔悟伏罪ノ実効相顯上ハ於朝廷相当ノ御処置可被為在二付、人民安堵各生業相勵可キ事
- 一 朝廷御直政ニ相成候上ハ人民尊王之心ヲ起シ、輕薄之儀無之万事実意ニ基キ從來ノ弊風相改可キ事



土州政府が領民に示した布告

- 一 御用ニ付役人往來之節宿賄人馬差支ヘサル様致ス可キ事
 - 一 役人ニ対シ私之内情申出或ハまいない等致候ハ急度申付可キ事
- (注) まいない 〓 わいろ

- 一 年貢・課役・門役・地子銀古來之通相違有間敷事
 - 一 主殺・親殺磔タル可キ事
 - 一 人家工火ヲ差シ候者火罪タル可キ事
 - 一 人殺・強奸打首タル可キ事
 - 一 盜賊切捨タル可キ事
 - 一 博打・邪教一切曲事タル可キ事
- 慶応四年辰二月 土州政府
土佐藩では、前藩主山内容堂・藩主山内豊範とも、松山藩に深く



松山藩主謹慎の常信寺

保護しよう」とした。

土州征討軍には、出発前から厳しい軍律が指示されていた。同時に占領地の領民にも治安維持のため、厳しい内容の布達がなされていた。また、松山藩側も藩士や領民に対し、藩主謹慎中であるから流言にまどわされて動揺せぬよう、官軍に対し子供でも不敬不作法にならぬようなど指示していた。

土州征討軍の軍律は、よく守られており、領民との摩擦はほとんどなかった。

領内取締り 土州征討軍は、廓中において衛戍を厳重にし、城外に土佐藩の高提灯を掲げた。深尾総督は「本陣よりの定」として、隊士の巡視等を次のとおり定めた。

- 定
- 一 急変有之節八本陣ニ於テ見立候事
 - 一 胡蝶隊半隊宛隔日交番之事

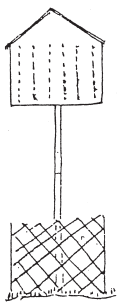
同情していた。土佐藩二代藩主山内忠義の妻は松平定勝の女で、松山藩初代藩主松平定行とは兄弟関係にあった。土佐藩ではこのような縁から「松山藩を他藩に先駆けて占領し、藩主・領民を

- 一 砲隊半隊宛右同断
- 一 歩兵八小隊交番准右
- 一 京師二小隊巡邏之事
- 一 諸隊入湯下宿ニ於テ可致事
- 一 右定之通交番ヲ以テ小隊中五人入替他出不苦尤伍々ヲ組往来可致事
- 一 式人随意之他出堅禁之暮六ツ時御門入可致違背可被及御沙汰事

総督

郡府掛の参政は、松山藩領の十郡を巡回し大禁を布告して、田地物成課役を始め、神社仏閣・家高人高・牛馬員数に至るまで詳細に取り調べた。

伊予には、越智郡と川之江地方に幕府領があつた。これらのうち、川之江地方は高松藩征伐の土州征討軍が占領していた。越智郡の幕府領六か村については、松山進駐の土州征討軍が村々を巡回し、次の高札を掲げた。



領内村々に掲げた高札

- 一 此地当分土佐少将御預地
- 一 此度朝命ヲ以予州天領取調候条、万事代官所江可申出事
- 一 地頭並村民等ヲ不害候間、騒動不可致事
- 一 此機ニ乗シ乱妨且盜賊等於其所捕置可申出事、但難手ニ逢モノハ打捨可申事
- 一 慶応四年戊辰正月 奉行 幕府領内では、貢米収納の倉庫全部について「土州預り」の札を張られた。さらに庄屋年寄連判の帰順誓約書の提出を命じた。

一〇、領民の嘆願と占領解除

藩主定昭とその家臣たちは、一月以来朝廷に対し「朝廷ニ対シモ頭異心御座無ク候」と訴えて、度々赦免嘆願書を差し出した。ところが、このころ朝廷は定昭を赦免する考えはなく、二月十五日付で土州総督あてに次の嘆願書を受領の御沙汰があつた。

土州江

松平定昭家来共ヨリ謝罪嘆願差出候得共、賊徒要路之職ニ罷在、逆謀ニ与シ候罪不輕候ニ付、未御沙汰ニ難被及、城領地共其藩江御預被仰付候間、定昭家来共急度謹慎候様、御沙汰候事

二月十五日

この御沙汰は、二月二十三日深尾総督から定昭に申し渡された。この嘆願書不受理が住民たちに知れ渡ると、領内庄屋が揃つて土州総督に嘆願書を差し出した。さらには藩主赦免嘆願のため上京したいと申し出た。

深尾総督はこうした領内の事情を考慮し、定昭の謹慎状況報告と併せて赦免嘆願書を取り次ぎ、速やかな処置を執奏した。新政府はこの処置を受けて、四月十五日付で次の御達を土州総督へ発した。

松平定昭

当正月三日後徳川慶喜反逆、不易事態ニ立至り候節、其藩事追討被仰出候処、速ニ伏罪謹慎罷在、就而者其方始家来共ヨリ向々へ証書嘆願等差出候書面、今般御用候条、更ニ巨細ニ之ヲ写認シ早々内国事務局へ可差出候事

これは新政府が免罪の検討を開始するに当たり、定昭はじめ領内から差し出されたすべての嘆願書の写を取り寄せることにしたものである。

新政府は、五月十三日付をもって土州総督に対し、次のとおり御達された。

山内土佐守

松平隠岐守父子別紙ノ通被仰出候条、其藩ヨリ可申達旨御沙汰候事

別紙

- 一 藩主松平定昭ハ蟄居トスル事
- 一 前藩主松平勝成ヲ藩主トシテ再勤サセル事
- 一 軍資金十五万兩献納ノ事
- 一 土佐藩ノ松山藩預リヲ解ク事

(注) 土州総督は四月十九日、深尾左馬之助から山内下総土佐守に交代していた。

定昭に対する御達書は、次のとおりであつた。

其方儀滞坂中、当正月三日後、徳川慶喜反逆之砌、奉対朝廷如何之儀有之、追討被仰付候処、速ニ開城伏罪恐縮謹慎ノ中略ノ不取敢迅速上京奉窺天機御託ヲモ可申上之処更ニ無其儀致帰国候形跡、全ク慶喜ノ妄挙ヲ助ルノ御不審難免ノ中略ノ出格寛大ノ御仁恵ヲ以蟄居被仰付候事

この文書は五月二十二日、山内総督から松山藩筆頭家老奥平弾正へ申し渡された。

定昭に対しては、「寛大な御仁恵」とはいえ、極めて重い処分であつた。蟄居となつた定昭は、草深い東野の吟松庵にわずかな供を連れて、五月二十五日移り住んだ。ち

なみに蟄居が許されたのは、十か
月後の翌明治二年三月であった。
松山藩では五月二十二日、土佐
藩引揚げ、松平勝成帰城に伴い、
次の領民心得を指令して、道筋の
村々へ厳重申し渡した。

一 此度従朝廷依御沙汰土州藩追々
帰国相成候処、不敬之義無之ハ
勿論候得共、下々至迄謹慎厚
決而不作法之儀無之様精々申
聞、万一心得違之者有之候ハ、
召捕置其段早速申達候事
一大殿様御帰城被遊候事

但、日合刻限等ノ儀ハ追而御
沙汰之事
一 御家中之面々末々迄月代刺候
儀、追而御沙汰有之候迄當時之
通用捨可致事
一 袴之儀ハ御帰城当日ヨリ着用二
不及候事
一 土州御人数引払之節ハ末々ノ者
二至迄見物ケ間敷罷出候儀無之
様主人々々ヨリ可申聞候、尤郷
町之者共江ハ別而無作法無之様
可申聞事

演説
別紙之通被仰出候処、殿様二者未
夕御謹慎二被為在候間、御家中者
素ヨリ郷町之者共穩便二羅在候儀
ハ申迄毛無之候得共、為念演説及
置候

土藩入込二相成、郡方江建札相成
候分、不殘即刻取除候様御沙汰相
成候間、其段御承知極急々御申聞
可被成候、以上

五月二十二日
勝成の帰城、定昭の東野蟄居に

ついては、五月二十四日御目付か
ら、次の触状が発せられた。
大殿様明廿五日御帰城被遊、殿様
右同日東野吟松庵江御住居被遊
旨、水野主殿被仰聞候間、此段御
同役並御組御支配中江毛御通達可
有之候、以上
五月廿四日



当時の三津街道

御目付

陰曆五月
下旬は、初
夏から仲夏
へと移るこ
ろである。

野も山も鮮
やかな緑に
覆われてい
た。松山城
の森では、
閑古鳥が盛
んに啼いて
いた。

五月二十
五日、この
日は朝から
快晴であつ

た。天も地も新しい松山の夜明け
を、ことほいでいるかのようであ
つた。勝成は未明に起床し、身を
清めて宗家の靈に参拝し、本日の
帰城を報告した。常信寺出発に
は、ごく少数の御供を伴い四か月
振りに入城した。沿道には、領民
が土下座して並び、大殿帰城を心
から祝福した。
土佐藩征討総督には次の御達が
あり、勝成入城の二日前、二十三
日中に松山城内から姿を消してい
た。

山内土佐守

松平隠岐父子、今般御処置被仰出
候二付、其藩取締被免候条、人員
引揚信様、御沙汰候事

土州征討総督山内下総は、五月
二十三日、松山藩主再勤となった
勝成に伺候し、土州引揚げのあい
さつを述べた。勝成は土佐藩の温
情ある占領に感謝の辞を述べた。
土佐藩兵は、二十三日から順次
帰路につき、二十八日を最後に全
員松山を引き揚げた。

一、勝成の終戦処理

藩主再勤となった勝成には、重
い課題が待っていた。その一つは、
この度の事件に関し、家老など一
部の重臣に責任をとってもらった
め、相当の処分をする必要があつ
た。温厚な勝成にとっては、気の
重いことであつたが、筆頭家老奥
平弾正の意見を聴き、次のとおり
処分を申し渡した。

御役御免隠居謹慎被仰付
菅 但馬(良弼)

御役御免閑居被仰付
鈴木七郎右衛門(重遠)

御家老御免番頭下二被仰付
松下 小源太

御役御免番頭格被仰付
御奉行役 戸塚庄左衛門
御 側 進村七右衛門

御目付願取次
大原武右衛門(観山)
菅但馬は、鳥羽・伏見戦の際、
定昭に随行・補佐していたため最
も重い処分を受けた。鈴木七郎右
衛門以下の者も、定昭に同調抗戦
派であつた。

二つ目の課題は、軍費十五万兩
の献納であつた。松山藩では、長
州出兵や軍備の近代化、官軍駐屯
の費用などで、藩財政は困窮して
おり、藩内での調達見込みが立た
なかつた。京・大阪方面からも借
入れするめどが立たなかつた。

滞納は朝命に反するので思案の
結果、在京の重臣が藩主に内密で、
「五万兩は即納しますが、十万兩は
少し待っていただきたい」と困窮
を理由に猶予を願ひ出た。新政府
の行政官はこの申し出に立腹した
のか、「勤王実効のために命じた十
五万兩は、もう献納する必要はな
い。追つて沙汰する」と指令して
きた。この指令に勝成は驚いた。
直ちにかかわつた重臣を処分して
「猶予を願つたのは、家来の一存
であり、勤王の意志を貫徹するた
め必ず上納したい」と願ひ出た。
藩では全領民にその苦衷を訴え
た。年一割の利息で二か年据置
き、四年目から三年間で返済の条
件で借入れを申し入れた。藩主も
自ら各郡代官などを城中に集めて
直接要請した。このような苦勞を
重ねて、八月二十三日ようやく献
納することができた。

(参考文献)
松山叢談
愛媛県史
慶応戊辰松山藩御国難回顧
曾我部松亭

幕末維新の松山藩 景浦 勉
土佐藩戊辰戦争資料集
高知県史
佐川町史
池川町史